	2）振替供給コストの算定 以下の算式により算定するものとする。 「振替供給単価」×「振替供給能力（※3）の合計」

（※1）必要調整力：原価算定期間における1時間当たり最大ガス量の各年度上位3日間平均の7.5%に相当する一時間当たりのガス量

（※2）過去3年平均のピーク時生産実績：平成24年度から平成26年度までの各年度におけるピーク日ガス生産実績（㎥／日）を24で除して得た値の平均値

（※3）振替供給能力：原価算定期間における1時間当たりの振替供給能力（㎥／時）として一般ガス事業者が算定した適正な見積能力

⑶　個別査定対象ネットワーク費用（需給調整費以外のもの）

項　　目	算　　定　　方　　法
修繕費	原則として、以下により算定するものとする。 A．基準修繕費（ガスメーター修繕費を除く。） 以下の算式により算定するものとする。 原価算定期首帳簿原価×（原価算定直前2年間の経常修繕費の合計額÷原価算定直前2年間の各事業年度期首帳簿原価の合計額）×（12÷事業年度月数） 経常修繕費にガスホルダー修繕引当金に係る費用を算入していない場合であって、原価算定期間において当該費用の引当を行う場合には、適正な額を加算することができるものとする。 なお、帳簿原価は、土地及びガスメーターに係るものを除いたものであって、工事負担金圧縮後のものとする。 B．ガスメーター修繕費 原価算定期間中のガスメーターの取替計画、修繕計画等に対応した数量に、時価を基礎とする適正な単価を乗じたものとする。 なお、中小事業者（申請の日を含む事業年度の前事業年度末のガスメーター取付数が一万個未満の一般ガス事業者をいう。以下この⑶において同じ。）であって、簡素合理化方式（修繕費及び減価償却費を経済産業大臣が別に告示する値を用いて算定する方式をいう。以下同じ。）を採用するものにあっては、以下の算式により算定するものとする。 原価算定直前事業年度期末帳簿原価×本方式が適用される事業者の原価算定直前3年間の修繕費の合計額（※1）÷本方式が適用される事業者の原価算定直前3年間の各事業年度期首帳簿原価の合計額（※1） なお、帳簿原価は、土地を除いたものとする。
租税課金（法人税及び地方法人税並びに住民税のうち法人税割を除く。）	A．固定資産税、事業税（地方法人特別税を含む。）等の諸税は、各税法の定めるところにより算定した適正な額とする。 B．報償金、道路占用料等の公課は、原価算定時において、契約され、又は変更されることが確実なものの適正な見積額とする。
固定資産除却費	原価算定期間中における供給計画等に対応した適正な見積額とする。
減価償却費	原価算定期間を通じて存する固定資産の帳簿価額及び原価算定期間中増加する固定資産の期間計算を行った帳簿価額に対し、当該一般ガス事業者が採用している減価償却の計算方法により算定した額とする。この場合において、耐用年数及び残存価額は、法人税法（昭和40年法律第34号）の定めるところによるものとする。ただし、新規に導管（一般ガス導管事業者間の供給区域を連結する導管又はガス事業法施行規則第2条の2に規定する導管に限る。）を敷設する場合であって、当該導管の耐用年数を30年とした定率法及び定額法により算定した額が上記の計算方法により算定した額よりも低い場合においては、この方法により算定した額とすることができる。 なお、中小事業者であって、簡素合理化方式を採用する事業者にあっては、以下の算式により算定するものとする。ただし、定率法及び定額法を併用している者は、主たる償却方法により算定するものとする。 イ．定率法を採用している事業者 原価算定直前事業年度期末帳簿価額×本方式が適用される事業者の原価算定直前3年間の減価償却費の合計額（※1）÷本方式が適用される事業者の原価算定直前3年間の各事業年度期首帳簿価額の合計額（※1） なお、帳簿価額は、土地を除いたものとする。 ロ．定額法を採用している事業者 原価算定直前事業年度期末帳簿原価×本方式が適用される事業者の原価算定直前3年間の減価償却費の合計額（※1）÷本方式が適用される事業者の原価算定直前3年間の各事業年度期首帳簿原価の合計額（※1） なお、帳簿原価は、土地を除いたものとする。
バイオガス調達費	以下により算定するものとする。 バイオガスコストａ－（原料コストｂ＋製造コストｃ） ただし、算定により得られた額が零を下回る場合にあっては零とする。 ａ．バイオガスコスト ガス小売事業者のバイオガス調達に係る契約を踏まえて適正に算定した額 ｂ．原料コスト （ＬＮＧ及びＬＰＧの円建て貿易統計価格＋石油石炭税相当額）（※2）×原価算定期間内におけるバイオガス調達量（㎥） ｃ．製造コスト ｛(調整力コスト（円）÷原価算定期間の必要調整力（㎥／時）の合計）×過去3年平均のピーク時生産実績（㎥／時）｝÷過去3年平均の生産量（㎥）×原価算定期間内におけるバイオガス調達量(㎥)
需要調査・開拓費	以下のＡ及びＢの合計額とする。 A．需要調査費 原価算定期間内において想定される適正な見積額とする。 B．需要開拓費 当該一般ガス事業者が新たな導管の整備を検討する周辺地域及び当該一般ガス事業者が過去5年以内（一般ガス導管事業者間の供給区域を連結する導管及びガス事業法施行規則第2条の2に規定する導管にあっては、過去15年以内）に敷設した既存導管の周辺地域における年間開発ガス量（増分需要）を想定し、託送料金収入額増加額の5年分の1／2として算定した額の範囲内における適正な見積額とする。